

第 6 1 号議案

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出します。

令和 3 年 9 月 2 7 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、保育料の軽減措置に係る規定を改める必要がある。

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例の一部を改正する 条例

中野区保育所保育料等の徴収等に関する条例（平成10年中野区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「及び児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第6条の規定により児童扶養手当の支給の認定を受けている保護者等のうち、婚姻によらず母又は父となった保護者等で現に婚姻をしていないもの（婚姻をしたことがある保護者等を除く。）に係る世帯」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条第4項の規定は、令和3年9月以後の月分の保育料について適用し、同月前の月分の保育料については、なお従前の例による。